

第3章 施策推進の基本方針

この基本計画の推進にあたっては、長野県総合5か年計画の基本目標である「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けて、「信州安心戦略」として基本理念に基づき、基本的な施策方針を定めて、積極的に施策を推進していきます。

長野県総合5か年計画 基本目標

確かな暮らしが営まれる美しい信州

長野県消費生活基本計画

～ 信州安心戦略 ～

基本理念

すべての県民が消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むために、消費者団体、事業者団体等、地域の多様な主体及び行政が、それぞれの能力を発揮して連携、協働しつつ、その権利の擁護と自立を支援することで、県民の消費生活の安定と向上を目指します。

県民の安全・安心の確保

商品等の選択機会の確保
県民の自主的かつ合理的な

情報・教育の機会の提供
県民に対する必要な

県民意見の施策への反映

県民の消費者被害からの
迅速な救済

基本計画推進のための五つの施策方針

長野県消費生活基本計画施策体系
～ 信州安心戦略～

施策方針	施策	施策の概要
県民の安全・安心の確保	食品の安全・安心の確保	食品に関する信頼性を確保するため、食品の安全性の監視・指導、検査体制の充実及び適正な表示に対する事業者指導を徹底します。
	消費者事故情報等の収集及び提供	県民の生命及び身体に危害が及ぶ恐れがある製品事故等に関する情報収集やリコール情報等の速やかな情報提供を行います。
	物価の安定と情報提供	生活関連物資等の価格の動向と需要の状況について調査するとともに、情報提供を行います。
商品等の選択機会の確保 県民の自主的かつ合理的な消費	悪質事業者に対する厳正な指導、処分	悪質な事業者に対して、特定商取引法及び条例に基づき、徹底した指導、処分を行います。
	不適切な表示に対する立入検査、指導	適正な商取引を阻害する表示の発生防止に向けて、事業者への関係法令等の周知及び不適切な表示を行う業者への指導を徹底します。
	多重債務者対策の強化	多重債務問題改善プログラムに沿って、無料相談会の開催、セーフティネットの整備、ヤミ金融等の取り締まりを強化します。
	割賦販売における事業者指導	割賦販売法に基づき前払式特定取引業者の財務状況等を調査するとともに、定期的に立入検査を行い、事業者への指導を行います。
県民に対する必要な情報・教育の機会の提供	消費生活情報の発信	消費者被害の年齢層ごとの特徴をとらえ、必要とされる消費生活情報を、速やかに、効果的に発信します。
	体系的・総合的な消費者教育の推進及び推進方策の検討	体系的・総合的な消費者教育に取り組むため、年齢ごとの状況や実施する場を踏まえ、より効果的な推進方策について検討します。
	学校等における消費者教育の推進	学校指導要領に基づく消費者教育を推進するほか、行政と教育委員会が連携し、教材作成、外部人材の活用などに取り組みます。
	地域・職域等における消費者教育の推進	くらしのセミナーや出前講座、消費生活講座を積極的に開催し、地域における消費者教育を推進します。
	消費者教育を担う人材育成	教職員の能力の向上や消費生活サポーター制度創設などを通して、消費者教育の核となる人材を育成します。
	消費者問題への総合的な取組	環境団体、消費者団体及びNPOと協働し、環境問題や食品ロス、食育等について一体的に取り組みます。
県民意見の施策への反映	消費生活審議会の運営	県の消費生活に関する重要事項を審議するため、消費生活条例に基づき、消費生活審議会を設置・運営します。
	消費者施策等の公表	消費者行政全般にわたる透明性を確保するため、施策や消費生活審議会における審議状況をホームページ等で公表します。
	消費者団体等の意見の反映及び活動支援	県民、消費者団体、NPO及び福祉団体等からの意見の施策への反映を図るとともに、消費者団体等の活動を支援します。
からの迅速な救済 県民の消費者被害	県消費生活センターの機能強化	相談員のレベルアップや専門性を確保し、消費生活センターの認知度及び信頼度向上を図ります。 また、被害の多発、消費者利益が著しく侵害される紛争については、消費者被害救済委員会によるあっせん・調停を行います。
	市町村相談体制の充実・強化	住民の利便性向上と迅速な問題解決のため、市町村や広域連携による消費生活センター設置を支援し、相談機能の強化を図ります。